

令和2年

12月農業委員会総会議事録

■日 時	2020年（令和2年）12月14日（月）14：30～15：00	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（12名） 1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 4 西辻 達佳 5 田口 榮男 6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 岡田 如弘 9 福本 敏行 10 飯阪 保 11 森 勝義 12 友田 博文 [欠席委員] 計（1名） 13 式森 彦人 [事務局] 計（4名） 中塚 好一 富永 利幸 西川 秀士 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農地利用集積計画の決定について 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和2年12月の委員会総会を開催いたします。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（時節の挨拶）</p>
事務局	<p>本日の出席者数、事務局から報告を願います。よろしく願います。</p>
事務局	<p>本日委員会に出席されております委員は12名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は、13番、式森委員でございます。 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、 本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。 友田会長、議事進行、よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。 12月委員会議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第3号で お願いいたします。 議事録署名委員には、1番、若林主治委員、橋本卓爾委員、御両名をお願いいたしま す。 （両委員の承諾あり） 議案書2ページをお願いいたします。</p>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有移転6件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案第1号、番号1、2の久井町の物件につきまして、関連があることから一括説明といたします。

事務局、説明願います。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番、2番について関連があることから、一括説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は久井町で地目は畑2筆、面積は合計1,073平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は竹林であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約5.5km、軽トラックで15分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことです。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、タケノコ栽培されている農地であり、譲渡人・譲受人双方に意思確認いたしました。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、番号1・2については許可することと決定いたします。

議案第1号、番号3、国分町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は国分町で、地目は田1筆、面積は554平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認して

おります。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約0.5 km、貨物自動車です3分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は80日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、地域水利組合との関係もあり水路の清掃及びあぜの雑草の除去などを行い、地域及び周辺に対して迷惑をかけないよう心がけた農耕に従事し、耕作する上支障のないよう努めたく思っております。また、低農薬栽培など、近隣農家と同様の取組を計画しており、周囲への影響は少ないとのこと。

続きまして、地区担当の井阪推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ休耕地であり、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、番号3については許可することと決定します。

議案第1号、番号4、室堂町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は室堂町で、地目は畑3筆、面積は合計529平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約0.7 km、自家用車で3分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、権利取得後の耕作事業については、取得前と同様の方法で行うため周辺の地域に支障を及ぼすことはありませんとのこと。

続きまして、地区担当の前田委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ保全管理されている農地であり、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲受人は、申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、番号4については許可することと決定します。

議案書4ページをお願いします。

議案第1号、番号5、阪本町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事 務 局

議案書4ページ、5番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は阪本町で地目は田7筆、面積は合計5,050平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約2.2km、軽トラックで57分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

続きまして、地区担当の森推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ水稻・野菜栽培されている農地であり、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲受人は申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、番号5については許可することを決定します。

続きまして、議案第1号、番号6、仏並町・国分町の物件について事務局から説明

事務局	<p>願います。</p> <p>事務局。</p> <p>議案書4ページ、6番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は仏並町・国分町で、地目は田2筆、畑1筆、面積は合計1,508平方メートルで、持分は2分の1、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は休耕地となっている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約18km、自動車で60分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は250日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、近所に迷惑をかけないようにいたしますとのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の式森委員、井阪推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>現地を確認いたしました。申請内容に間違いなく、所有権移転後には申請地において農作物を栽培予定でありますと報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>はい。</p>
2番	<p>譲受人の方が農作業で作物を作られるということなのですが、具体的にどんなものをお作りになる予定ですか。特にこの方、88歳ですね。ですから、こういった年齢から見てどういう農業をされるのか教えて。</p>
事務局	<p>この方、御高齢なんですけれども、この方の息子さん、奥さんがおられますので、御本人は御高齢なんであれなんですけれども、息子さん夫婦がミカンを栽培していくというふう聞いております。</p> <p>以上です。</p>
2番 事務局	<p>ということは、御本人というよりも御家族の方がサポートするということですね。そういうことでございます。</p>
2番 会長	<p>了解しました。</p> <p>ほかに意見はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、議案第1号、番号6については許可することと決定いたします。</p>

議案書 5 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転 1 件、使用貸借権の設定 1 件、賃貸借権の設定 1 件を別紙のとおり定めるものといたします。

議案書 6 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、番号 1、伏屋町一丁目の物件について、事務局から説明願います。
事務局。

事務局

事務局の西川でございます。

議案書 6 ページ、1 番について説明させていただきます。

物件の所在地は伏屋町一丁目、地目は田、面積は 3 1 4 平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、2 種農地と判断します。

譲受人は、建築工事業を営んでおり、現在の資材置場が手狭なため、申請地を譲り受けて軽トラック 1 台、碎石、残土などを置く露天資材置場として転用するものです。

続きまして、地区担当の前田委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地の大部分は休耕地であり、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などには影響がないと認められる。譲渡人、譲受人に確認したところ、転用目的は申請内容のとおり間違いなく、許可やむを得ないとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第 2 号、番号 1 については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。

次に、議案第 2 号、番号 2、池田下町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書 6 ページ、2 番について説明させていただきます。

物件の所在地は池田下町、地目は田 2 筆、面積は合計 2 5 9 平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

います。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、農用地以外の農地で集団的に存在する農地であり、1種農地と判断いたします。

被設定人は放課後デイサービスなどを営む特定非営利法人であり、通所者の増加などにより普通車10台の駐車場が必要となったため、隣接地である申請地に使用貸借権を設定の上、露天駐車場として転用するものです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認し、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響は認められない。設定人、被設定人双方に確認したところ、申請書の内容に間違いはなく許可後速やかに登記地目を変更するとのこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、議案第2号、番号2については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。

議案第2号、番号3、阪本町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事 務 局

議案書6ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は阪本町で、地目は田、面積は147平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、農用地以外の農地で集団的に存在する農地であり、1種農地と判断します。

被設定人は計量器や測定器などの工場用精密機器製造業を営む法人であり、普通車6台、トラックなどの運搬車両1台分の駐車場が不足しているため、隣接地である申請地に賃貸借権を設定の上、露天駐車場として転用するものです。

続きまして、地区担当の森推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認し、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響は認められない。設定人、被設定人の双方に確認したところ、申請書の内容に間違いのないこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

会 長

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。ございませんか。

(異議なしの声)

議案第2号、番号3については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いた
します。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和
55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画1件を、別表のとおり
定めるものといたします。

議案書8ページをお願いいたします。

議案3号、番号1、福瀬町の物件について説明を願います。

事務局、お願いします。

事 務 局

議案書8ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は福瀬町で、地目は畑1筆、面積は1,885平方メートルでござい
ます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分
につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がな
いことを確認しております。

続きまして、地区担当の中林推進委員から受けました調査結果の報告をいたしま
す。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手・借り手双方に会って意
思確認いたしました。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございま
せんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。ありませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、番号1については決定することとします。

議案書9ページをご覧ください。

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置
法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格
者証明願1件に関する願出を別表のとおり定めるものとします。

事務局	<p>議案書 10 ページをお願いします。</p> <p>議案第 4 号、番号 1、上代町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>事務局。</p> <p>議案書 10 ページ、1 番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は上代町で、地目は田 1 筆、面積は 9 7 5 平方メートルでございます。</p> <p>被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>地区担当立花推進委員と現地調査を行いましたところ、水稻栽培されている農地であり、営農していく意思を確認いたしました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議案第 4 号、番号 1 については承認することといたします。</p> <p>次に、報告案件に移ります。</p> <p>議案書 11 ページ、報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約 1 件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告いたします。</p> <p>議案書 12 ページを参照ください。</p> <p>議案書 13 ページ、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用 3 件を専決により受理したので報告いたします。</p> <p>議案書 14 ページを御参照ください。</p> <p>議案書 15 ページ、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転 6 件を専決により受理したので報告いたします。</p> <p>議案書 16、17 ページを御参照ください。</p> <p>以上、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>報告が終わりましても、その他ほかに御意見、御要望ございませんか。ありませんか。</p> <p>それでは、これにて本日の農業委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

閉会時間 15時0分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員